

氏名(本籍)	いけ がや みえこ 池谷美衣子(静岡県)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博甲第6356号		
学位授与年月日	平成25年2月28日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	長時間労働に対する解決主体の形成に関する社会教育学的研究 - 社会運動を通じた過労死遺族の変容に着目して -		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	手打明敏
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	安川哲夫
副査	筑波大学准教授	博士(教育学)	佐藤博志
副査	筑波大学准教授		飯田浩之

論文の内容の要旨

(目的)

本研究は、長時間労働を象徴する具体的事象として過労死を取り上げ、不本意ながら過労死に巻き込まれた遺族が問題の解決に向けて主体的に関わっていく過程とそれを支えた基盤を解明することを通じて、長時間労働に対する解決主体の多様化とその意義を解明することを目的とする社会教育学的研究である。

(対象と方法)

本研究は過労死発生後に生じる社会運動に着目し、中でも不本意ながら過労死問題に巻き込まれた遺族を対象として過労死遺族の変容を具体的に解明している。そのために、労働組合が取り組んできたような体系的組織的な教育活動ではなく、社会運動内部の組織と個人との関係とそこでの学習の様態について明らかにしている。

(結果)

本研究の成果は次の2点である。

- 1) 過労死問題に対する社会運動と過労死遺族の変容を通じて、長時間労働の解決主体が多様化している実態を解明したことである。このことは、「労働問題=労働者・労働組合の問題」という労働者教育研究の枠組みを相対化したことである。
- 2) 社会運動内部の組織と個人の関係に着目することで、従来の労働運動とは異なる学習の様態を明らかにしたことである。このことは、従来、社会教育学研究で取り組まれてきた省察や「ふり返り」による学習者の意識変容を解明する成人学習論に対して、学習者の認識レベルにとどまらず、学習者を取り巻く環境への主体的な働きかけとそれを支える基盤について考究する社会変革型の学習論を提起したことである。

(考察)

本研究は、序章と終章を含む全7章から構成されている。

第1章では、長時間労働の恒常化が、1970年代後半からの経済低成長への対応として企業の経営合理化によって生じたことを明らかにし、労働時間に関わるものとして労働政策、労働組合、労働者家族の3つに

ついて検討をおこなった。第2章では、過労死問題に対する社会運動の展開を「被害の集合化」期、「問題の可視化」期、「原因の社会化」期の3つに時期区分して考察をおこなった。第3章では、過労死の遺族組織である「過労死を考える家族の会」会員に対するアンケート調査に基づいて「家族の会」の実情を解明した。第4章では、第3章で取り上げたアンケート調査結果から典型的な遺族像として捉えられる2家族を事例として、過労死遺族の認識や行動の変容について実証的に解明をおこなった。第5章では、長時間労働に対する解決主体の形成とそれを支えた基盤について考察をおこなった。

審査の結果の要旨

本研究は、わが国の労働問題である長時間労働の帰結として生じている過労死問題を取り上げ、解決主体の形成過程を解明した研究である。社会教育学における労働問題についての研究は、労働者教育の範疇で取り上げられてきたが、本研究は社会運動の視点から過労死遺族が解決主体として形成されている過程を明らかにしたことで労働問題を労働者教育という範疇を超えた新たな研究の地平を切り開いたこと、また解決主体の形成過程の分析を通じて従来までの社会教育学における意識変容の成人学習論とは異なる成人学習研究の方法論を提示したという点で社会教育学研究として高く評価できる。

本研究の成果として、次の3点が指摘できる。

第1に、「過労死を考える家族の会」を対象とする調査を実施し、「家族の会」の実態とそこに参加している遺族の実情を明らかにしたことである。特に、過労死遺族2名に対する詳細な聞き取りをおこない、遺族の問題解決の主体として変容して行く過程を解明したことである。

第2に、過労死遺族が問題の解決主体として変容していく過程における弁護士、医師など専門家の役割を明らかにしたことである。

第3に、第2の点とかわかって、「家族の会」を支える社会運動の重層的ネットワークが形成されている事を明らかにしたことである。

平成24年12月18日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。